

島根県議会情報セキュリティポリシー

令和8年4月

島根県議会

1 目的

島根県議会情報セキュリティポリシーは、議会が取り扱う情報資産のうち、島根県が策定する情報セキュリティポリシーの適用外となる情報資産について適切に保護するため、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 情報資産

情報及び情報システムをいう。

(2) 情報

職務の遂行に伴って取り扱う全ての情報（紙及び電磁的記録媒体に記録されたもの、会話等を含む）をいう。

(3) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(4) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(5) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(6) 島根県情報セキュリティポリシー

島根県が策定する情報セキュリティポリシー（以下、「知事部局ポリシー」という。）のことをいう。

(7) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(9) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(10) 行政系

職員等が一般行政事務に使用することを目的とし、総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」という。）に接続された情報システムをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

(11) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネット

に接続された情報システムをいう。

(12) 通信経路の分割

行政系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(13) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着がない等、安全が確保された通信をいう。

3 対象とする脅威

知事部局ポリシーで対象とする脅威（第1章 情報セキュリティ基本方針（以下、「基本方針」という。）3 対象とする脅威）と同様とする。

4 適用範囲

議会が取り扱う情報資産のうち、知事部局ポリシーの適用外となる情報資産及びその情報資産を利用・管理する者に限る。

5 議員及び議会事務局職員の義務

議員及び議会事務局職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、職務の遂行に当たって本ポリシーを遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から本ポリシーの適用となる情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。ただし、知事部局ポリシーの基本方針（6 情報セキュリティ対策）で規定する(2)～(8)については、各項目を準用する。

(1) 組織体制

本ポリシーの適用となる情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制は以下のとおりとする。

① 議長

議会の情報セキュリティ管理の総括

② 議会事務局

情報セキュリティ対策の推進、実施

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じ、知事部局と連携して情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

知事部局ポリシーの基本方針（8 情報セキュリティポリシーの見直し）の規定を準用する。

9 その他

上記事項に定めがない事項については、都度、知事部局ポリシーに準じ別に定める。